

新保健施設等複合施設における新たな子育て支援体制の構築について

- 新保健施設等複合施設に移転する子育て支援総合センターについては、国及び東京都の動向や子ども・子育て支援ニーズ調査等を踏まえて、保健衛生担当（母子保健）及び教育委員会事務局との連携を具体化していく。
- 主に3つの視点に基づき、区民が地域で安心して子育てできる体制整備について検討していく。
 - Ⅰ 母子保健と一体的に取り組む切れ目のない支援
 - Ⅱ 東京都児童相談所と連携した児童相談体制
 - Ⅲ 在宅子育て支援サービスの拡充

Ⅰ 母子保健と一体的に取り組む切れ目のない支援

1 背景

- (1) 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日公布・平成29年4月1日施行）に基づき、子育て支援総合センターを**子ども家庭総合支援拠点**に、保健センター等を**子育て世代包括支援センター**に位置付けた。
- (2) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日公布・令和6年4月1日施行）では、**子ども家庭総合支援拠点**（児童福祉）と**子育て世代包括支援センター**（母子保健）が「一体的」に相談支援を行う機能を有する「**こども家庭センター**」の設置に努めることが明記された。

2 現在の取組状況

- (1) 区役所、両保健センター及び子育て支援総合センターの4か所で、助産師又は保健師等が実施している妊婦面接（ゆりかご・すみだ事業）により、出産や子育てに関する様々な心配ごとを把握し、必要な支援を行っている。
- (2) 令和3年度から、都の「予防的支援推進とうきょうモデル事業」（アーリーケア）に参画している（令和5年度までの3か年）。
【モデル事業概要】25歳以下の初産婦を対象とし、妊娠届出時から産後1年まで保健センター保健師と子育て支援総合センター心理職・福祉職等が一体的に支援を行っている。
- (3) 新保健施設等複合施設事務連携検討会の母子保健部会において、連携体制や各所管の役割の整理とともに「墨田区版ネウボラ」の仕組みづくりについて検討している。

3 「墨田区版ネウボラ」の実現

- (1) 新保健施設等複合施設では、妊娠・出産から子育て、学齢期まで切れ目のない支援を組織の枠を超えて進める「墨田区版ネウボラ」を目指している。

- (2) 令和6年度以降に設置が努力義務となる「**こども家庭センター**」で行う支援の対象は、すべての子どもとその家庭及び妊産婦ではあるが、特に支援が必要な妊婦から3歳児未満（未就園児）の子どもとその家庭を一体的支援の対象と想定する。国の伴走型相談支援や、東京都のとうきょうママパパ応援事業の対象とほぼ同様であることから、「墨田区版ネウボラ」においては、より支援を手厚くするこの層を、こども家庭センターの一体的支援の主な対象と考える。

4 「こども家庭センター」の設置に向けて

- (1) こども家庭センターの組織体制については、センター長を配置し、センター長をトップとした指揮命令系統の確立と、統括支援員（母子保健と児童福祉双方について十分な知識をもつ者）を中心として各専門職が一体的に支援を行う体制の構築が想定されている（国の組織体制イメージ）。
- (2) 本区においては、アーリーケアなど先んじて取り組んできた母子保健と児童福祉の一体的な支援の提供を引き続き充実させ、今後示されるこども家庭センターの設置運営に係るガイドラインを踏まえ、切れ目のない支援体制を整備する。

II 東京都児童相談所と連携した児童相談体制

1 都区共同サテライトオフィスの設置

- (1) 令和3年度墨田区議会定例会11月議会の報告では、区内完結型の児童相談体制を目指し、東京都児童相談所の職員が定期的に業務を行う「**都区共同サテライトオフィス**」を新保健施設等複合施設に設置していくこととした。その方針に基づき区民にとって最も適切な児童相談体制を構築していく。
- (2) サテライトオフィスの設置により、東京都児童相談所児童福祉司等と子育て支援総合センター職員との情報共有や合同調査などの対応がより円滑になり、地域に根差したきめ細かい支援と都の広域的専門的な支援も組み合わせた実質的な連携体制を構築する。

2 専門職の活用

- (1) 新保健施設等複合施設では相談室やプレイルームなどの施設を整備し、心理職、福祉職、保健師等の専門職が連携して対応することで、区民が地域で安心して相談できる体制を構築する。東京都児童相談所と連携した相談体制に加え、新保健施設等複合施設内の各機関の相談等における専門職の連携について、具体的に検討していく。
- (2) 育児不安のある保護者や、子どもの発達が気になる場合の対応として、心理職が直接面談などを行うことにより今後の見通しを伝え、不安の軽減や適切なサービスにつなげていく。また、これまで外部講師を依頼し実施していたペアレントトレーニングを、専門職が企画・実施することにより、継続した関係づくりの構築や職員自身のスキル向上を図る。

3 地域に根差した支援の展開

- (1) 本区には児童養護施設等がないため、家庭で生活できない子どもの福祉の向上を図る上で里親や協力家庭を増やす取組は重要であり、東京都児童相談所と協働して普及啓発に取り組む。
- (2) これまでも主任児童委員など様々な方との定期的な情報提供や、見守り体制の確認等を行ってきたところであり、引き続き連携を図っていくとともに、一時保護や社会的養護から区内の家庭に子どもが復帰する際には東京都児童相談所と連携して家庭環境の改善や保護者支援を行うことで、地域で安心して子育てに取り組めるよう体制を整える。

III 在宅子育て支援サービスの拡充

1 新保健施設等複合施設の有効活用

- (1) 新保健施設等複合施設には約 130 m²の交流室が設置される。新保健施設等複合施設内に設置されているという特性を生かし、区内全域から健診や相談で訪れる親子を対象とした事業への活用や、子育て家庭を区内全域の拠点へつなぐなど、連携による子育て支援環境の充実を図る。
- (2) 交流室では、健診や相談のために一緒に来所した兄弟姉妹への対応として、一時預かりサービスを実施することも併せて検討し、保護者負担の軽減を図るとともに、「来てよかった」、「同じ場所にあって助かった」と家族全体で安心感を実感できる施設の運用を目指す。また、子どもの遊び場デビューや親同士の交流、育児相談を実施する場として活用するため、内容の充実を図る。
- (3) 複合施設内各所と連携した相談事業や講座等を企画・実施し、来所者が「その場で」「気軽に」相談ができ、相談内容によっては複合施設内の職員が子育て支援総合センターに出向いて対応できる複合施設ならではの総合的な相談対応を行う。

2 地域の子育て力の強化

- (1) 人情深い下町気質を子育て・子育てを支える活動につなげ、地域全体で子どもの育ちを継続的に見守り、支えていく仕組みを構築するため、地域子育て支援団体との連携を進める。
- (2) 児童館等に配置されている利用者支援専門員と有機的に連携し、在宅子育て支援の幅を広げる取組を進める。

3 子育て環境の充実に向けて

子どもの権利や発達を保障する環境の提供、子育てに不安を抱える家庭にとって真に必要なサービスの提供等に当たっては、子育て当事者のニーズ把握等に努めるとともに、次期子ども・子育て支援総合計画とも整合性を図っていく。また、国や都の子育て支援事業等も積極的に活用するほか、利用手続や業務の電子化など子育て DX を促進し、基礎的自治体として利便性の高い子育て支援メニューの充実に向けた検討を進める。